



- ☐ 取材依頼 ☒ 募集告知
☐ 周知依頼 ☐ その他



さぬき市高齢者福祉開発推進センター（日盛の里）及び さぬき市生活支援ハウス（日盛苑）跡施設の 利活用の事業提案を募集します。

平成14年3月に完成した、さぬき市高齢者福祉開発推進センター（日盛の里）及びさぬき市生活支援ハウス（日盛苑）（以下「日盛の里等跡施設」という。）は、これまで生活支援ハウスやデイサービス事業などの用途で活用してきましたが、令和6年4月以降は休館状態にあるため、跡施設を活用した地域振興等に資する事業に関する提案を募集します。

については、募集告知についてご協力をお願いします。

■日盛の里等跡施設の概要

〔所在〕 さぬき鴨庄4481番地2
〔土地〕 3筆 計19,673㎡
〔建物〕 構 造 RC造2階建て
 延床面積 3,331.29㎡
 建 築 年 平成14年3月



■提案募集事業

次のいずれかに該当する事業であること。

- ① 地域福祉の向上に資する事業
- ② 産業振興・雇用の拡大に資する事業
- ③ その他住民サービスの向上に資する事業



■譲渡価格又は貸付価格

募集要項P2の基準価額を基に、提案事業の内容や希望価格等を勘案して応協議

■募集受付

- ① 提案募集期間：令和7年6月6日（金）から9月30日（火）まで
- ② 提案募集要項公表場所：さぬき市ホームページ
- ③ 提案受付場所：さぬき市健康福祉部長寿介護課
- ④ 提案受付方法：提出書類の持参又は郵送（電子メールでの提出は不可）

【本件に対する問い合わせ先】

さぬき市健康福祉部長寿介護課 担当：十河
電話 0879-26-9904 Email kaigo@city.sanuki.lg.jp

さぬき市高齢者福祉開発推進センター（日盛の里）及び さぬき市生活支援ハウス（日盛苑）跡施設利活用事業提案募集要項

1 事業提案募集の趣旨

平成14年3月に完成した、さぬき市高齢者福祉開発推進センター（日盛の里）及びさぬき市生活支援ハウス（日盛苑）（以下「日盛の里等跡施設」という。）は、これまで生活支援ハウスやデイサービス事業などの用途で活用してきましたが、令和6年4月以降は休館状態にあるため、跡施設を活用した地域振興等に資する事業に関する提案を募集します。

2 日盛の里等跡施設の概要

[所在]

さぬき市鴨庄4481番地2 ※都市計画区域外

[土地]

地番	地目	地積	備考
鴨庄 4480-1	山林	2,385 m ²	
鴨庄 4481-2	山林	9,051 m ²	(現況地目) 宅地 8,524 m ² 山林 8,764 m ²
鴨庄 4481-15	山林	8,237 m ²	
合計		19,673 m ²	

[建物]

構造	延床面積	建築面積	建築年月	備考
鉄筋コンクリート造 2階建て	3,331.29 m ²	2,348.53 m ²	平成14年3月	新耐震基準

3 提案募集事業等

(1) 提案募集事業

次のいずれかに該当する事業であること。

- ① 地域福祉の向上に資する事業
- ② 産業振興・雇用の拡大に資する事業
- ③ その他住民サービスの向上に資する事業

(2) 提案の条件

- ① 原則として、対象施設全体の購入又は借受により事業を実施すること。
- ② 事業展開上必要となる建築基準法、都市計画法、消防法などの関係法令に基づく手続きはすべて事業者が行うこと。
- ③ 建物の補強又は除却工事、設備不良箇所の修繕、対象施設内の不要備品の廃棄等、事業実施に必要な整備は事業者が行うこと。

- ④ 施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の維持管理に要する経費はすべて事業者が負担すること。
- ⑤ 地域イベント開催や地域住民の活動の場としての利用にできる限り配慮するなど、周辺住民との円滑な関係を構築できること。

(3) 提案者の資格

事業実施能力を有する法人で、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 宗教活動・政治活動のための利活用
- ② 周辺住民の公共の福祉を害するおそれのある利活用
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が関与し、又は暴力団に便宜を供与するおそれのある利活用
- ④ 前各号のほか、本市の施策展開上支障となると認められる利活用

4 その他留意事項

- (1) 建物の一部において、民間診療所「ひもりの里診療所」が開設されていること。
- (2) 敷地内に、農業展示施設「さぬき市田園交流センター」が併設されていること。
- (3) 敷地内駐車場は、指定緊急避難場所（高潮・津波・地震・大規模火災）に指定されていること。
- (4) 財産処分等（国の補助金に関する手続）が必要となる場合は、事務処理に数ヶ月の期間を要する場合があります、これら手続き完了後の利活用となること。

5 譲渡価格又は貸付価格

次に示す基準価額を基に、提案事業の内容や希望価格等を勘案して協議に応じる予定である。

[基準価額]

区分		基準価額	参考算定方法
譲渡	土地	75,000 千円	固定資産税の路線価÷0.7×面積
	建物	100,000 千円	
貸付	土地	1,500 千円/年	固定資産税の評価額×4%
	建物	18,500 千円/年	固定資産税の評価額×6%

6 募集及び提案等

(1) 提案の募集と受付

- ① 提案募集期間：令和7年6月6日（金）から9月30日（火）まで
- ② 提案募集要項公表場所：さぬき市ホームページ
- ③ 提案受付場所：さぬき市健康福祉部長寿介護課
- ④ 提案受付方法：(4) の提出書類の持参又は郵送（電子メールでの提出は不可）
（持参の場合、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 施設の見学

施設の見学を希望する場合は、随時、問合せ先へ連絡すること。日程調整の上、対応する。

(3) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問・相談は、募集要項の公表期間中、随時受け付け。

(4) 提出書類

- ① 日盛の里等跡地施設利活用事業提案書【様式 1】
- ② 提案者概要書【様式 2】
- ③ 事業概要書【様式 3】
- ④ 収支計画書・資金計画書【様式 4】

7 提案事業の審査等

(1) 審査・選定

提案事業の審査は、庁内に審査委員会を設けて行うこととし、提案者による提案事業の説明、質疑応答を経て、候補となる一事業の選定を行う。

但し、審査の結果、候補事業なしとなる場合もある。

(2) 選定後の流れ

候補となった事業については、譲渡又は貸付価格を含めた詳細な協議を行い、両者合意に至れば事業の実施を決定する。

(3) その他留意事項

- ① 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ② 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

8 問い合わせ先

〒769-2312 さぬき市寒川町石田東甲 935 番地 1

さぬき市健康福祉部長寿介護課

TEL : 0879-26-9904 FAX : 0879-26-9948

E-mail : kaigo@city.sanuki.lg.jp